

全国専修学校各種学校総連合会 入会金及び会費規則

(目的)

第1条 この規則は、会則第8条に基づき、会員が納付すべき入会金、会費の額及び納付手続については、その必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 入会金は1校につき、専修学校2万円、各種学校1万円とし、納期は会費納期に準ずる。

(会費)

第3条 会費は1校につき次の「会費算定基準」通りとし、納期は毎年9月末日とする。

全国専修学校各種学校総連合会 年度会費算定基準

①基礎額			6,000円
②専修学校加算額			4,000円
③法人加算額	学校法人立		30,000円
	その他法人立		10,000円
④規模別加算額	総定員	200人以上	10,000円
	総定員	500人以上	100,000円
	総定員	1,000人以上	200,000円
	総定員	1,500人以上	300,000円
	総定員	2,000人以上	400,000円
	総定員	3,000人以上	600,000円
	総定員	4,000人以上	800,000円
	総定員	5,000人以上	1,000,000円

設置形態別に下表の○の部分を含算して、1校あたりの年度会費とする。

設置形態	基礎額	専修学校加算	法人加算	規模別加算
全国学校法人立専門学校協会	○	○	○	○
全国社団法人立専修学校協会	○	○	○	○(注2)
全国個人立専修学校協会	○	○	—	—
全国高等専修学校協会	○	○	○(注1)	○(注1)
全国各種学校協会	○	—	○(注1)	—

(注1) 法人立校だけ加算

(注2) 一般課程を除く

(会費の徴収)

第4条 各都道府県代表者は、この規則に基づき会員から会費を徴収し、本連合会に納付しなければならない。同時に、全専各連会費納付表(様式A)、及び、全専各連会費明細表(様式B)を9月末日までに提出しなければならない。なお、会費算定基準にあたっては、学則上の総定員による計算を原則とするが、各都道府県代表者の判断により、実員数による申請を認めるものとする。

(交付金)

第5条 本連合会は、会費徴収に係る各協会等の負担を軽減し、また、事務を円滑にするため、各協会等に対して会費収入の2%の交付金を支払う。

(延納期限)

第6条 やむを得ない事情で納期まで納付できない会員については、その年度内を期限として、延納を認める(様式C)。

(総会への報告)

第7条 財務委員長は、每期総会において、各都道府県別の納付状況に関して明細表を作成し、報告することとする。

附 則

この規則は、平成14年6月20日から施行する。